



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>■市民課窓口延長取扱業務 (18:15 まで) 住民票の写し・戸籍関係証明書・税関係証明書 (申告が終了しているもの)・印鑑証明書の交付、印鑑登録業務、住民異動届、マイナンバーカードの交付・申請、パスポートの交付 (申請はできません)</p> <p>■市民課マイナンバーカード休日窓口 (8:30 ~ 12:00) マイナンバーカードの交付・申請 (入り口は庁舎東入り口のみ) ☎市民課 ☎ 65-1232</p> <p>■防災行政無線自動電話応答システム 市内一斉放送の防災行政無線の内容を確認できます ☎ 050-3797-2180</p>					<p>1</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (多喜浜公民館、19:00 ~)</p> <p>+ 集団健診 (新居浜公民館)</p>	<p>2</p>
3	4	<p>5</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (口屋跡記念公民館、19:00 ~)</p> <p>+ 集団健診 (船木公民館)</p>	6	<p>7</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	<p>8</p> <p>+ 集団健診 (保健センター)</p>	9
<p>10</p> <p>❖参議院議員通常選挙投票日 (P11)</p>	<p>11</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (中萩公民館、19:00 ~)</p> <p>+ 集団健診 (保健センター)</p>	12	13	<p>14</p> <p>❖市民課窓口延長 + 集団健診 (保健センター、P21)</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (大生院公民館、19:00 ~)</p>	15	16
17	18 海の日	19	<p>20</p> <p>+ 集団健診 (保健センター、P21)</p>	<p>21</p> <p>❖市民課窓口延長</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (別子山公民館、19:00 ~)</p>	22	23
<p>24</p> <p>❖マイナンバーカード休日窓口 + 集団健診 (保健センター、P21)</p>	25	<p>26</p> <p>❖まちづくりタウンミーティング (浮島公民館、19:00 ~)</p>	27	<p>28</p> <p>❖市民課窓口延長</p>	<p>29</p> <p>+ 集団健診 (高津公民館、P21)</p>	30
31						

外科の休日診療カレンダー

診療時間 (9:00 ~ 17:00)

3 日(日)	知元医院	松神子	☎ 45-1525
10 日(日)	立花病院	喜光地町	☎ 41-4118
17 日(日)	吉松外科胃腸科	田所町	☎ 32-5787
18 日(月)	宮原医院	八幡	☎ 35-1235
24 日(日)	循環器科林病院	中西町	☎ 43-8383
31 日(日)	伊藤整形外科クリニック	郷	☎ 37-7335

内科・小児科

(内科・小児科) (月)~(土) 20:00 ~ 23:00
(日)・(祝) 9:00 ~ 17:00

※上記時間帯は小児科医がいない場合もあります。電話にてお問い合わせください。

(小児科専門医) (火)・(木) 23:00 ~ 翌朝 6:00
(月)・(水)・(金)・(土) 21:00 ~ 翌朝 6:00
(日)・(祝) 18:00 ~ 21:00

※小児科専門医の祝日診療については診療していない日がありますので、新居浜市医師会ホームページ (目次→救急医療情報→急患センター) でご確認ください。

場 新居浜市医師会内科・小児科急患センター
一宮町 1-13-52 (市役所南側)
☎ 32-5658

※内科・小児科急患センターは、突然急激な症状を発症した患者さんが受診するセンターです。昼間すでに受診した人や、数日前から同じような症状がある人は、翌日医療機関で受診しましょう。

ごみ休業日

ごみ収集業務、清掃センター、最終処分場

3日(日)・17日(日)・24日(日)・31日(日)

○10日(日)は、施設への自己搬入のみ可能です。

大型ごみ受付

☎ 31-5300

開庁日の 8:30~16:00



※家電リサイクル法対象品は収集できません。

○29日(金)・30日(土)は清掃センターの施設点検のため、燃やすごみ以外は搬入できません。

【施設へのごみ搬入受付時間】
8:30 ~ 16:00

ごみは、ごみステーションのルールを守り、収集日当日に出しましょう(朝 7:30 まで)。

廃棄物対策課からのお知らせ ☎65-1252

【不法投棄は犯罪です！】

毎年悪質な不法投棄が発生しており、監視カメラの設置やパトロールを行うなどの対策を行っています。

ルールを守らずにごみを不法投棄することは法律により禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下の罰金)の罰金または両方を科される場合があります。